

令 6 香南市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 6 年 12 月 25 日

香南市監査委員 有 岡 正 博

同 安 岡 敬 子

同 中 屋 和 彦

令和 6 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和 6 年 10 月 2 日（水）から 11 日（金）まで

3 監査の対象事項

令和 5 年度決算のうち、下記の中から監査委員が選定したもの

(1) 契約・財産収入関係

【歳入】

財産収入（財産貸付収入、不動産売払収入、物品売払収入）

【歳出】

委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費(100万円以上)、補償補填及び賠償金

(2) 指定管理者関係

本市の施設の指定管理者になっている団体

4 監査の対象課

(1) 契約・財産収入関係

こども課、学校教育課、契約管財課、健康対策課、建設課、高齢者介護課、市民保険課、住宅政策課、商工観光課、消防本部、情報政策課、生涯学習課、総務課、地域支援課、農林水産課、防災対策課、上下水道課

(2) 指定管理者関係

商工観光課

令和5年度 指定管理委託料 赤岡町絵金蔵

5 監査の着眼点

(1) 契約・財産収入関係

ア 契約事務について、方法や手続は適正かつ公平に行われているか。

イ 財産の取得及び処分の手続について、相手、時期、価格、登記は適時かつ適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、法令等に基づき適正に行われているか。領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。

イ 条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 契約・財産収入関係

今回の監査は、契約・財産収入関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明等を聴取し監査を行った。

次のとおり留意、改善すべき事項が認められたので、これらを踏まえ根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

変更契約の遅滞について（防災対策課、こども課）

今回の監査において、工期の途中で追加工事が発生した際に締結した変更契約の時期が、遅滞している事案が見受けられた。

防災対策課の所管する工事では、岸本小学校跡津波避難タワー建築主体工事において、工期最終日の3日前に10,560,000円増額の契約を締結し、野市町八丁地津波避難タワー建築主体工事においても、工期最終日の前日に3,630,000円増額の変更契約を締結している。

また、こども課の所管する工事では、夜須認定こども園新築工事（機械設備）において、工期最終日の2日前に5,159,000円増額の変更契約を締結している。

建設業法第19条第2項では「請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」と規定されている。

また、香南市設計変更に関する事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）第5条でも「設計変更に伴う変更契約の手続きは、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。」と規定している。

ただ、工事状況により設計変更の全体数量等の内容が着工前の時点では確定することができず、その都度変更契約を締結することが不合理な場合は、事務取扱要領に規定する「工事条件変更等確認要求書」、「工事の内容変更通知書」等により、受注者と発注者間で変更内容を認識し、変更契約は内容が確定した時点で行うことも可能である。

夜須認定こども園新築工事では、変更契約の前に「工事の内容変更通知書」を発注者から受注者に提出し、変更内容の同意を得た後に変更契約を行っているが、津波避難タワー建築主体工事2件については変更に関する書面を交わすことも変更契約を行うこともなく、変更工事を行い、工期間際に変更契約を行っていた。協議の議事録は作成していたようではあるが、内容についてのお互いの同意の意思を書面に残すことは必要不可欠である。

変更工事の場合は、追加工事等の全体数量等の内容が確定せず、変更契約の時期が遅くなることは、一定理解できる。しかし、変更契約の手続きについては、工事内容が確定した時点で、遅滞なく行うのが原則であり、工期までに変更契約を行えばよいわけではない。

変更契約の締結は、工事の適正な施工や受注者とのトラブルを防止するためにも、遅滞なく行わなければならない。受注者・発注者双方がそれぞれの責任と役割を果たし、双方が法令遵守のもと、適正な契約事務に取り組まれない。

2 指定管理者関係

- | | |
|---------------|--|
| (1) 対象指定管理者 | 絵金蔵運営委員会 |
| (2) 担 当 課 | 商工観光課 |
| (3) 委 託 業 務 名 | 香南市赤岡町絵金蔵の管理業務 |
| (4) 指定管理委託料 | 20,625,212 円 |
| (5) 指定管理の業務範囲 | 香南市赤岡町絵金蔵の設置及び管理に関する条例第4条に規定する業務
利用許可及び利用料金の収受、減免、徴収に関する業務、施設及び設備等の維持管理に関する業務、まちづくり拠点事業及び絵金文化発信事業に関する業務資料収集及び絵金蔵販売物品等の内容の編集及び変更に関する業務 |

(6) 意 見

指定管理者である絵金蔵運営委員会に対し、赤岡町絵金蔵の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿について検査・確認し、条例、規則及び協定書に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

また、担当課に対しては、指定管理者への指導監督が適切になされているかについて監査を実施した。

赤岡町絵金蔵における出納及びその他関連事務並びに指定管理担当課の指導状況について監査した結果、おおむね規定どおり執行されていると認められた。

3 総 括

前年度以前に指摘してきた以下の事項は改善されてきている。

- (1) 印紙の金額誤り
- (2) 特命随意契約における予定価格調書の作成抜かり
- (3) 契約書中の遅延利息及び損害金利息の利率の誤り
- (4) 回議書及びファイルの保存年限の誤り

しかしながら、軽微な事務処理誤りの他、受注者に提出する申込書で、契約期間や料金などの市側が記入すべき項目が空欄のままにもかかわらず、公印を押しているものがあつた。契約事務は受注者任せにしないよう、慎重に判断し、事務処理を行わなければならない。

変更契約の締結時期については、複数の職員に聞き取りを行った結果「工事条件変更等確認要求書」や「工事の内容変更通知書」を提出していれば、変更契約は工期までに締結すればよいとの認識を、全庁的に職員が持っているように感じる。

国土交通省による発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインでは、「災害等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に、契約変更を行うことが必要である」とされており、契約変更の手続きを工事の着工後に行うことは、汎用的な事務処理方法ではな

いとしている。工事を所管する各部署の所属長は、基本を踏まえた上で、適正な変更契約の時期について、課員に指導されたい。